

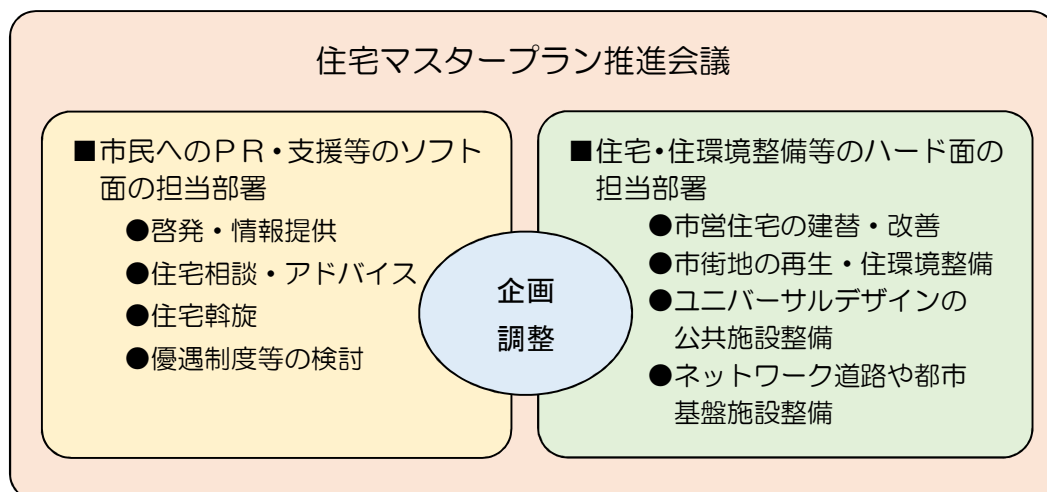
V. 計画の推進に向けて

1. 庁内の推進体制

第3章で示した住宅施策の実現化方策の検討（実施計画の策定）と事業の円滑な推進を図るため、引き続き庁内に「住宅マスタープラン推進会議」の設置し、経過を確認しつつ、計画を進める。

「住宅マスタープラン推進会議」の構成メンバーは、本計画書を策定した各担当部局員を基本とし、必要に応じて構成員を変更する等の対応を図る。

■ 庁内の推進体制のイメージ



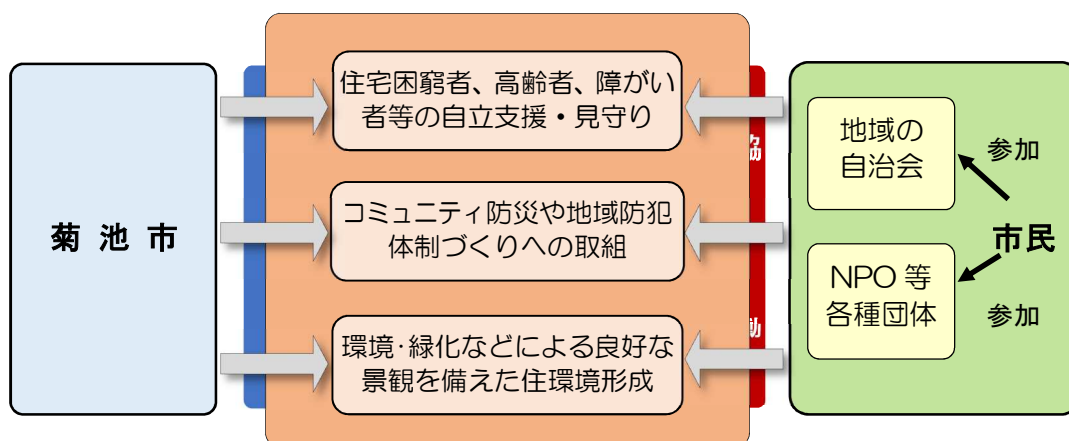
2. 市民との協働による快適な住生活づくり

市は、市民、団体、事業者及びNPO等の各種団体との協働による「安全・安心で快適な住生活の実現」に向け、それぞれの役割を認識しながら、住環境整備に取り組んでいくこととする。

また、市民は、住宅・地域の住環境形成に向けた主体的な役割を担っているため、市民各位の住生活環境向上への意識を高め、パートナーシップの精神を育みつつ、誰もが安全に安心して快適な生活を送ることができる社会環境づくりを進める。

こうした考え方にに基づき、住宅困窮者や高齢者などへの対応、防災性の向上や良好なまちなみ形成、環境共生などに配慮した住環境整備を推進する。

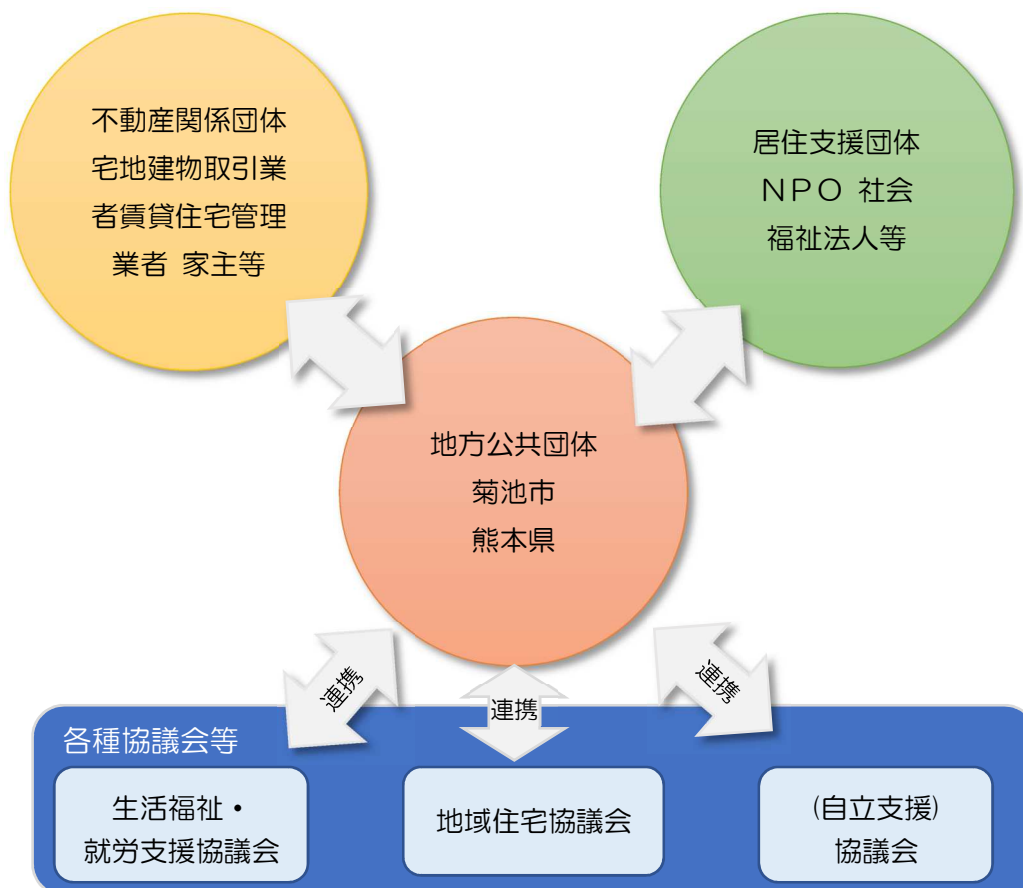
■ 市民と行政との協働による住宅・住環境整備推進体制の例



3. 住宅セーフティネットに向けた官・民・協議会等の連携

本市は、住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の健全に関する法律）に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体関係業者、居住支援団体等及び不動産関係団体が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供を始めとした支援を行う。

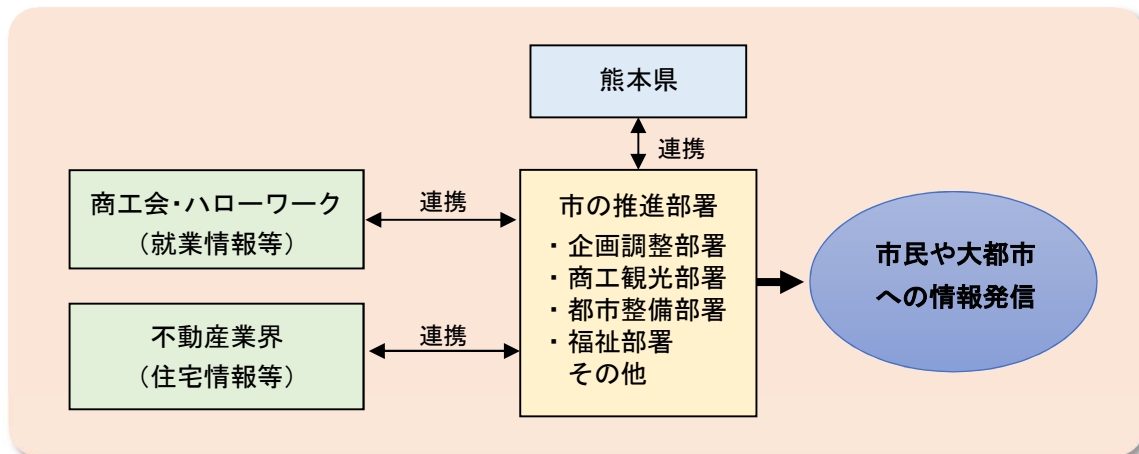
■ セーフティネットに向けた官民連携概念図



4. 総合的な情報発信体制

定住の促進を図るため、県及び市内の不動産関連業者・商工会等との連携により、インターネットによる住宅情報・住宅取得支援制度・就業情報・ユニバーサルデザイン住宅の啓発等、U I J ターンの促進と民間住宅の改善に向けた総合的な仕組みを継続する。

■ 民間と連携した総合情報発信体制のイメージ



5. 総合的な住宅相談体制

市内の住宅関連業者や学識経験者、建築・福祉の専門家等との連携を図り、住宅の新設・改善や市営住宅への優先入居、U I J ターンの優遇措置等、住宅に関する相談に総合的に対応する体制を継続する。

■ 民間との連携による総合的な住宅相談体制のイメージ

